

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年十月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤圭竹

一 許可番号

令和五年八月三十一日

指令令川建セ第〇五〇〇三〇〇号

二 検査済証番号

令和五年十月二十日

川建セ第〇五〇一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字鳩山千九百四十八番八、同番十三、同番十四、

同番十八、同番二十、同番二十一、同番二十二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋七百八十二番地五

鈴木 真喜子、坂井 もも子